

拾得物件一覧の提出方法について

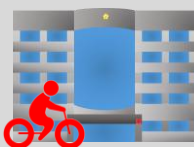
提出方法は **3** 種類あります

1

インターネット
でデータを提出
(来署が必要)

インターネットを利用してデータを提出していただきます。

データ提出後、来署が必要となります。



インターネットで
データを提出

データ提出後、
窓口への来署

✓ 記入の手間や、個人情報持出しによる漏えいリスクが軽減されます。

手続の流れ

- 1 インターネットでデータを提出
- 2 拾得物件を持参の上、ご来署
- 3 物件を確認後、手続完了

2

特例施設占有者
制度を利用
(来署が不要)

特例施設占有者制度をご利用いただくことで、原則、**来署が不要**となります。

インターネットでデータを提出していただくだけで手続が完了します。



インターネットで
データを提出

来署不要で手
続完了!

✓ 来署の手間がなく、スムーズに手続が完了します。

! 提出物件について

一部の物件(法令により所持が禁止されている物件、10万円以上の現金等)については、提出が必要となります。

! 特例施設占有者制度のご利用について

特例施設占有者制度の利用には、所定の要件があります。詳しくは担当者までお問い合わせください。

3

従来の方法
(紙で提出・
来署が必要)

紙での提出は、手間や時間がかかり、**とても面倒**です...



書類の記入が大変!

手書きでの記入や、書類の作成に時間がかかります。



枚数が多くて面倒!

書類の枚数が多く、準備やチェックに手間がかかります。



来署が必要で手間!

窓口時間内に警察署へ行く必要があり、時間の調整が大変です。



とにかく時間がかかる!

準備から提出、確認まで全てに時間がかかり負担が大きくなります。



インターネットを活用した提出で、手間を減らして、**かんたん・スムーズに!**



ご不明な点は、お近くの警察署又は警察本部
にお気軽にお問合せください。
平日: 9:00~16:00

詳細は兵庫
県警HPで
もご確認い
ただけます。



! 特例施設占有者制度やデータ作成方法については、ホームページでご確認いただけます。

兵庫県警 落とし物